

## 海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見募集の結果について

平成29年8月30日  
北陸信越運輸局

北陸信越運輸局では、平成29年7月27日から平成29年8月28日までの間、海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関する御意見はございませんでした。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- ①募集期間：平成29年7月27日（木）～平成29年8月28日（月）
- ②周知方法：北陸信越運輸局ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX

### 2. 意見数

提出意見数 0件

### 3. 定めようとする命令等の題名

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案

### 4. 改定年月日

平成29年8月30日

### 5. 問い合わせ先

国土交通省 北陸信越運輸局 海事部海事産業課  
電話番号 025-285-9156

### 6. 公募資料

意見公募時資料

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案の  
ご意見募集について

平成29年7月27日

北陸信越運輸局

北陸信越運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

記

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

平成29年7月27日(木)～平成29年8月28日(月)まで

3. 意見の提出方法・提出先

別紙の意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「北陸信越運輸局海事部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。

①電子メールの場合(テキスト形式)

電子メールアドレス: [hrt-hrt-niig006d@ml.mlit.go.jp](mailto:hrt-hrt-niig006d@ml.mlit.go.jp)

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改定案」としてください。

②FAXの場合

FAX:025-285-9176

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局海事部海事産業課

TEL:025-285-9156

北陸信越運輸局海事部海事産業課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		年齢 ( ) 性別：男・女
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		

## 海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案について

平成29年7月  
北陸信越運輸局海事部海事産業課

### 1. 指定区間について

海上運送法(以下「法」という。)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

### 2. 法第4条第6号の審査基準について

「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号から5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要とされています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

### 3. 審査基準(サービス基準)改定案の内容及び理由

#### ○指定区間 「小木直江津」(新潟県)

##### ・改定の内容 (別紙)

1. 「運航日程」を「3月～11月下旬の毎日」から「3月～11月中旬の毎日」に変更する。
2. 備考欄に注)2「複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。」を追加する。

##### ・改定の理由

#### 1. 運航日程の変更に関する理由

- ・新潟～両津航路の12月の運航について、佐渡島内の漁業関係者や物流業者よりカーフェリー2隻での運航体制の要望があった。
- ・現在、新潟～両津航路及び小木～直江津航路の運航をしている佐渡汽船株式会社では、12月に新潟～両津航路でカーフェリー2隻での運航体制を執るためには、カーフェリーは1月、2月に入渠することとしなければならず、そのため、小木～直江津航路の使用船舶「あかね」の入渠を従来の2月から11月下旬に変更させることが必要との結論に至った。
- ・このように、現行の運航日程の短縮は地域住民の要望に応えるためであり、現行で運航日程が「3月～11月下旬」となっている小木～直江津航路のサービス基準を「3月～11月中旬」へ改正するものである。

#### 2. 備考欄に注)2を追加する理由

・複数航路を運航する事業者が、他の航路で使用している船舶の定期整備・検査のため当該航路で使用している船舶を融通する場合について、注)2を設け、その趣旨を明記するものである。

#### 4. 改定施行予定

平成29年9月

(別紙)

### 指定区間サービス基準改定案

#### 【改定案】

指 定 区 間			サ ー ビ ス 基 準 (案)			
区間名	二地点間	県 名	運航日程	1日当り運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時 間 帯
小木直江津	小木港又は小木漁港と直江津港との間	新潟県	3月～11月中旬の毎日	1往復	旅客 590人 自動車 100台	設定せず

注)1. 使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。

2. 複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。

#### 【現行】

指 定 区 間			サ ー ビ ス 基 準 (案)			
区間名	二地点間	県 名	運航日程	1日当り運航回数	1運航ごとの最低輸送能力	時 間 帯
小木直江津	小木港又は小木漁港と直江津港との間	新潟県	3月～11月下旬の毎日	1往復	旅客 590人 自動車 100台	設定せず

注)使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。